



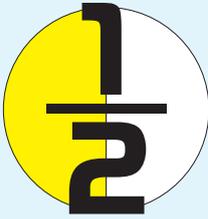
中小企業や大学向けに、料金が安くなる制度があります

PCT国際出願に係る 料金支援制度のご案内

2023年度版

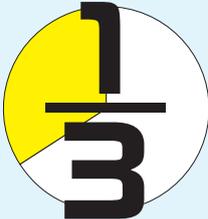
日本語でPCT国際出願をする際、
要件を満たせば特許庁に支払う料金がトータルで…

中小企業・大学



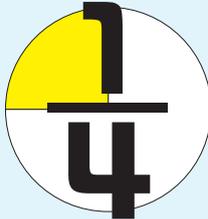
で済みます。

小規模企業・
中小スタートアップ企業



で済みます。

福島浜通り等の
中小企業



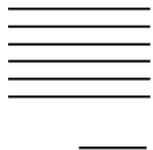
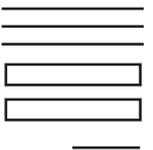
で済みます。

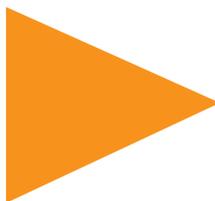
2024年1月1日からPCT国際出願の料金支援制度が一本化されます！

2024年1月1日以降にされたPCT国際出願・国際予備審査請求から、必要な全ての手数料を一括してサポートします。

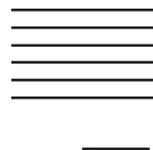
特許庁に対する実質的な負担額はそのままに、従来の国際出願促進交付金の申請手続きが不要となるため、**手続きがより簡単**になります。

2023年12月31日まで

<p>手数料軽減 申請書</p> 	<p>国際出願促進交付金 申請書</p> 
--	--



2024年1月1日から

<p>手数料軽減 申請書</p> 	<p>国際出願促進交付金 申請書</p> <p>不要</p> 
---	---

国際出願促進交付金に代わる新たな支援措置について、詳しくは次ページ以降をご覧ください。

国際出願手数料等支援措置(新制度)について

2023年12月31日以前の日本語の国際出願に係る国際出願手数料、国際予備審査請求に係る取扱手数料については、国際出願促進交付金制度をご利用いただいておりますが、**2024(令和6)年1月1日以降、同制度を廃止し、同日以降に行う国際出願、国際予備審査請求については、**手続時に国際出願手数料又は取扱手数料の金額の1/2、1/3又は1/4に相当する金額を納付することとなります**【特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和4年10月31日経済産業省令第80号)】。**

本支援措置を受けるための要件

従来の交付金制度から変更はありません。
中小企業、小規模企業、中小スタートアップ企業、アカデミックディスカウント(大学等、大学等の教授)等が対象。
具体的な要件ごとの料金・試算はP3参照。

手続方法

新たに追加となる手続はありません。
現行の手数料軽減申請書を手続時に添付いただくことで、本支援措置を受ける旨の申告があったものとして取り扱います。手続の流れはP2、手数料軽減申請書の書き方はP4参照。

新制度の対象となる国際出願・国際予備審査請求

2024(令和6)年1月1日以降に行う国際出願、国際予備審査請求。



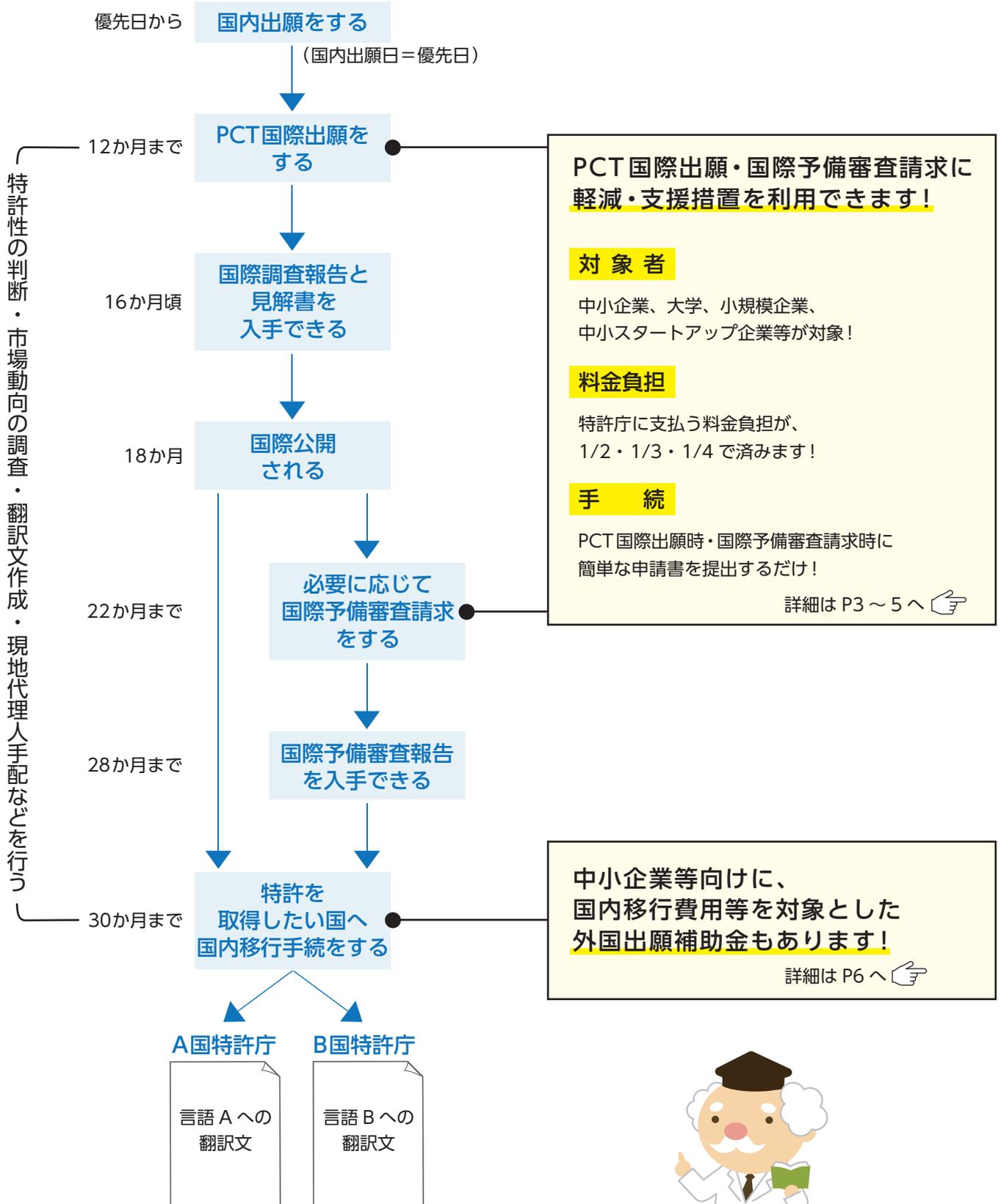
※国際予備審査請求も同じ

【注意点】

- 2023年12月31日までに行った日本語の国際出願、国際予備審査請求の国際出願促進交付金の申請は、従来どおり満額納付した日から6か月以内となりますが、2024年度予算の成立が前提となりますので、お早めに行ってくださいようお願いします。
- 手続時に手数料軽減申請書の添付がない場合、現行の軽減制度と同様に、本支援措置は適用されません。
- 手数料軽減申請書を添付したにもかかわらず、支援措置適用前の額で国際出願手数料、取扱手数料を納付した場合、料金の過誤納の扱いとなり既納手数料返還請求の対象となります。

その他の詳細は、最終ページにある「国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について」のホームページを参照。

PCT国際出願の流れと料金支援制度 ※ 優先権主張を伴う場合



PCT国際出願をする時に必要な料金・試算

試算：軽減・支援措置の利用がない場合（通常）

①送付手数料	17,000 円
②調査手数料	143,000 円
③国際出願手数料	189,900 円
合計	349,900 円

■ 試算条件

- ✓オンライン出願（出願書類40枚）
- ✓日本語出願
- ✓日本国特許庁が国際調査を行う
- ✓料金は2023年9月現在

※料金の最新情報は特許庁ウェブサイト
をご覧ください。

国際出願関係手数料表

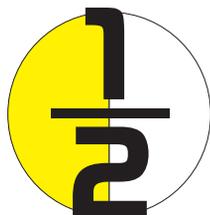


軽減・支援措置を活用すると、
実質負担額が以下の額で済みます！



試算：軽減・支援措置を利用した場合

中小企業・大学
174,950 円



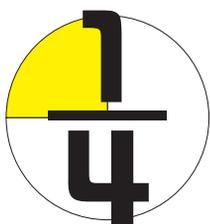
- ✓中小企業（会社・個人事業主）
- ✓組合・NPO法人
企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、
漁業協同組合等、森林組合等、商工組合等、商店街振興組合等、
消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO法人
- ✓研究開発に力を入れている中小企業
（会社・個人事業主・組合・NPO法人）
試験研究開発費等比率が収入金額の3%超である中小企業等
- ✓試験研究機関等
大学、大学等研究者、承認TLO等

小規模企業・
中小スタートアップ企業
116,620 円



- ✓小規模企業
従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の
法人・個人事業主
- ✓中小スタートアップ企業
事業開始後10年未満の個人事業主、
設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人

福島浜通り等の
中小企業
87,480 円



- ✓福島復興再生特別措置法の
認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業
（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

該当する要件の詳細は、
特許庁ウェブサイトでご確認ください！

申請書の作成

- 軽減申請書の様式は特許庁ウェブサイトからダウンロード！
- 出願時に、願書に軽減申請書を添付すれば、**送付手数料・調査手数料・国際出願手数料の支援**が受けられる！
- 予備審査請求時に、予備審査請求書に軽減申請書を添付すれば、**予備審査手数料・取扱手数料の支援**が受けられる！

※対象者であることを証明する証明書類の提出は不要！

手数料軽減申請書の記載要領 (例)

【書類名】 手数料軽減申請書 (調査手数料等)

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願日】 00.00.2024

【書類記号】 XXXXXXXXXXXXX

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称 (日本語)】 特許 太郎

【氏名又は名称 (英語)】 TOKKYO Taro

【あて名 (日本語)】 XXXXXXXXXXXXXXX

【あて名 (英語)】 XXXXXXXXXXXXXXX

【手数料軽減に関する内容】 **特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する者である。**

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称 (日本語)】 国際 花子

【氏名又は名称 (英語)】 KOKUSAI Hanako

【あて名 (日本語)】 XXXXXXXXXXXXXXX

【あて名 (英語)】 XXXXXXXXXXXXXXX

この申請書で、
国際出願時に
**送付手数料・調査手数料・
国際出願手数料の
料金支援**
が受けられます！

対象要件が第1号イ
(中小企業・製造業)の場合
※該当する要件によって
「第1号イ」の部分は変わります

該当する要件は、
特許庁ウェブサイトで
ご確認ください！

- PCT国際出願願書又は国際予備審査請求書と必ず同時に軽減申請書を提出
 - ・ オンライン手続の場合、軽減申請書のイメージデータを添付 (紙媒体の提出は不要)
 - ・ 書面手続の場合、軽減申請書 (紙) を添付し、受理官庁に提出

※ 予備審査請求時には、「手数料軽減申請書 (予備審査手数料)」により、予備審査手数料・取扱手数料の料金支援が受けられます。

PCT国際出願の軽減・支援措置 Q&A

Q 新たな国際出願手数料等支援措置は現行の軽減制度と何が違うのでしょうか？

A 手続時に所定の金額の 1/2、1/3、1/4 に相当する額を納付する点は、現行の送付・調査手数料又は予備審査手数料に係る軽減制度と同様です。
本支援措置は、PCT第96規則に基づく減額（後発開発途上国等の出願人を対象とするもの）と異なり、日本国特許庁がその手数料の一部をサポートする措置です。

Q 出願時に願書に軽減申請書を添付しそびれました。後から軽減申請書を提出できますか？

A 軽減申請書を後から提出することはできません。出願と必ず同時に（願書に添付して）提出する必要があります。

Q 軽減申請書を添付し忘れた場合、後から国際出願手数料等支援措置を受けるための申告書を提出すれば、本支援措置が受けられるのでしょうか？

A 受けられません。

Q 国際予備審査とは何ですか。国際予備審査請求に必要な料金にも軽減・支援措置は利用できますか？

A 国際予備審査とは、国際調査の結果を踏まえて補正をし、改めてその特許性に関する見解を入手したい時などに行う任意の手続です。国際予備審査請求にかかる料金は、予備審査手数料と取扱手数料の2種類です。国際予備審査請求にかかる料金も、国際出願にかかる料金の軽減・支援措置と同じ仕組みで、対象者となる出願人は以下のように実質負担額が 1/2、1/3 または 1/4 になります。なお、予備審査請求の場合も、軽減申請書を後から提出することはできません。予備審査請求と必ず同時に（予備審査請求書に添付して）提出する必要があります。

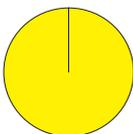


Q 共同出願の場合、軽減・支援措置は利用できますか？

A 利用できます。その場合、負担額の割合は、申請日における持分割合及び対象要件に応じます。

Q 2023年12月31日までに国際出願又は国際予備審査請求を行った場合、令和5年度中（2024年3月31日まで）に交付申請を行う必要はありますか？

A 必ずしも2023年度中（2024年3月31日まで）に交付申請を行う必要はありませんが、2024年度以降（2024年4月1日以降）の交付申請は2024年度予算の成立が前提となります。そのため、2023年12月31日までに国際出願又は国際予備審査請求を行った場合は、速やかに交付申請をしてください。

	通常	中小企業・大学	小規模企業・中小スタートアップ企業	福島浜通り等の中小企業
国際予備審査請求時に軽減申請を行い、軽減・支援措置を活用すると・・・				
予備審査手数料	34,000円	17,000円	11,330円	8,500円
取扱手数料	32,200円	16,100円	10,730円	8,050円
合計	66,200円	33,100円	22,060円	16,550円

料金は2023年9月現在

参考 特許における軽減・支援措置以外の料金支援(外国出願補助金)

外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)は、外国への出願を予定している中小企業等に対し、外国特許庁への出願に要する費用の1/2を助成する制度です。

対象となるのは、補助金申請時に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権主張し、外国特許庁へ年度内に出願を行う予定の案件です。

特許では、外国への直接出願と、PCT国際出願の国内移行が対象となります。

■ PCT国際出願で助成対象となる経費

- ① PCT国際出願の国内移行費用
※日本国特許庁に支払う費用は助成対象外
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

■ 補助率・上限額

補助率	1/2
上限額	1 企業あたり:300万円 1 案件あたり:150万円

■ 助成対象・要件

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者)であって、以下①~④の要件を満たすこと。(※みなし大企業は除く。)

- ① 応募時に既に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権主張し、外国へ年度内に出願する予定の案件。
 - PCT国際出願の場合は、採択後にPCT国際出願するものも可。
 - ダイレクトPCT出願(優先権を主張しないPCT国際出願)の場合は、すでに出願済みであり、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含んでいること。
- ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ③ 外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

■ 公募の時期・実施機関

例年4~9月に実施 ※時期の詳細は、各実施機関にお問い合わせください。

【全国実施機関】

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 外国出願デスク

TEL:03-3582-5642 E-mail:SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】

全国の都道府県中小企業支援センター等(以下の特許庁ウェブサイトでご確認ください。)

■ 外国出願補助金の詳細情報

外国出願補助金の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。

外国出願補助金

検索



外国出願補助金では特許のほか、商標、意匠、実用新案の費用も1/2を助成します。



【外国出願補助金制度全般についてのお問い合わせ先】

特許庁総務部国際協力課海外展開支援室
電話:03-3581-1101(内線2577)

PCT国際出願の軽減・支援措置のウェブサイト情報

軽減・支援措置の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。

■ 国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続

国際出願 軽減措置

検索



■ 国際出願手数料及び取扱手数料に係る新たな支援措置について

国際出願 取扱手数料支援

検索



■ 2023年12月31日以前の国際出願又は国際予備審査請求に係る国際出願手数料、取扱手数料を対象とした交付金申請の手続きの詳細はこちら

国際出願 交付金申請

検索



■ PCT国際出願制度の概要を知りたい方はこちら

PCT国際出願制度

検索



特許庁ウェブサイト
からは、

- ・申請書の入手
- ・料金の最新情報の確認
などができます。



★対象要件の確認も忘れずに!!

対象要件として、

- ・従業員数要件
- ・資本金額要件
- ・研究開発要件
- ・大企業に支配されていないこと
などがあります。



PCT国際出願の軽減・支援措置についてのお問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁
TEL : 03-3581-1101 内線2643
E-mail : PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班
TEL : 03-3581-1101 内線2642
E-mail : PA1A00@jpo.go.jp